

中能登町復興公営住宅等設計標準

令和7年4月

中能登町

第1章 総則

1.1 目的

この設計標準は、復興公営住宅等の設計を行うにあたって必要な事項を定め、また、関連する根拠法令を包括的にまとめることにより、業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

この設計標準は、石川県中能登町内で整備を行う復興公営住宅等に適用する。

1.3 基本方針

復興公営住宅等の設計にあたっては、事業主体の各種計画を踏まえるものとする。

1.4 適用基準

以下の各種基準等を適用して設計する。

- ・ 公営住宅法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、町条例。
- ・ 建築基準法及び同法に基づく政令、省令、告示及び県、町条例。
- ・ 消防法及び同法に基づく政令、省令、告示及び町条例。
- ・ 道路法及び同法に基づく政令、省令、告示及び町条例。
- ・ 水道法及び下水道法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・ ガス事業法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・ 浄化槽法、水質汚濁防止法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例。
- ・ 電気事業法、内線規程等、同法に基づく政令、省令、告示及び基準。
- ・ ガス機器の設置基準及び実務指針。
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)および同法に基づく政令、省令、告示。
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準。
- ・ 公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)。
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書等(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ・ 公共建築木造建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)。
- ・ 建築工事標準仕様書(JASS)等の関係学会等が制定した諸基準及び日本工業規格(JIS)等の公的規格。
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針。
- ・ 長寿社会対応住宅設計指針。
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律。
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険 設計施工基準。
- ・ 測量法。
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律。
- ・ 文化財保護法。
- ・ 建築士法。
- ・ 宅地建物取引業法。
- ・ 公営住宅等の整備に関する技術的基準(省エネルギー対策についてはZEH水準による。)
- ・ 建築工事監理指針。
- ・ 電気設備工事監理指針。
- ・ 機械設備工事監理指針。

- ・ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例。
- ・ 中能登町営住宅条例。
- ・ 中能登町水道事業給水条例。
- ・ その他関係諸法令及び関連諸規程。

第2章 配置計画

2.1 住棟及び付帯施設等の配置

配置に当たっては、敷地周辺の状況、敷地の面積、形状、地形等を考慮して、住宅の良好な日照、通風、採光、入居者のプライバシー、入居者の利便性、有効なオープンスペース及び屋外の良好な環境等が確保されるよう計画すると共に、多様な世帯の入居や交流に配慮し居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい計画とする。

住宅における住棟及び駐車場等の諸施設の配置は、以下により計画する。

	項目	留意事項
1	住棟	① 周辺のまちなみ景観と調和し、かつ、各住戸の採光・日照・通風・防風・雪雨に配慮した住棟配置とする。 ② 外部空間の充実、デザイン等周辺環境との調和を図り、中能登町(以下「本町」という。)住宅環境の先導的な役割を果たすよう配慮する。 ③ 緊急車両、除雪車両や福祉・ゴミ・サービス車両の住棟アプローチを確保する。
2	駐車場	① 屋外平面駐車を基本とし、見通しの良い場所に整備する。 ② 台数は1LDK1台/戸程度、2LDK2台/戸程度とし、町の意向を確認した上で、敷地の利便性等を勘案して必要なスペースを確保する。また集合駐車場でも可とする。 ③ 駐車スペースの大きさは1台当たり幅 2.5m、奥行き 5.0m 程度とする。 ④ 車イス使用者向け駐車場を整備する場合は、バリアフリー法を参考とする。※駐車スペースの大きさは幅 3.5m 以上、奥行き 5.0m 以上 ⑤ 住宅の良好な居住環境を確保することを優先し、配置する。 ⑥ 車いす利用者用駐車場は移動動線に配慮した配置とする。 ⑦ 車両のヘッドライトによる周辺への光害に配慮する。 ⑧ 駐車場に接する場所に樹木等を設置する場合は、枝張りや落葉により車両に支障をきたさないように計画する。 ⑨ 排気ガスが直接住戸に当たらないよう配慮する。 ⑩ 外灯は LED 灯(ポール:地上高3.5～4m、基礎共)とする。また、灯具は周辺敷地に迷惑を与えない形状のものを選定する。 ⑪ 常夜灯、防犯灯の点滅は、自動点滅器とタイマーを組み合わせ、系統別に制御し、電力量の削減に配慮する。
3	ゴミ置き場	① 収集車両及び収集作業に配慮した構造、面積、配置とする。
4	広場等	① 団地の規模、周辺の環境状況を勘案しながらコミュニティ形成の場として広場等を適切に配置する。 ② 豊かな住環境形成の場としてオープンスペースや遊歩道等の屋外空間を有効に配置する。
5	設備関連施設	① 設備の検討により必要な場合はプロパンボンベ庫等を適宜設ける。
6	舗装	① 駐車場は、原則アスファルト舗装とし、アスファルト厚は利用に応じて適切に設定すること。 ② 歩行者用通路は積雪時にでも滑りにくい素材を使用すること。
7	外灯	① 防犯上や通行上の安全性等を考慮して、駐車場、団地内通路等の付帯施設の必要な箇所に、常夜灯、防犯灯を配置する。 ② 外灯は LED 灯(ポール:地上高3.5～4m、基礎共)とする。また、灯具は周辺敷地に迷惑を与えない形状のものを選定する。 ③ 常夜灯、防犯灯の点滅は、自動点滅器とタイマーを組み合わせ、系統別に制御し、電力量の削減に配慮する。

第3章 住棟計画

3.1 基本的事項

復興公営住宅等の住棟計画にあたり、基本的事項の確認を行う。

(1) 住棟形式

住棟は下表の住棟形式を基本とする。

低層長屋住宅等	階数が1の長屋住宅。
一戸建住宅	階数が1の一戸建ての住宅。

(2) 住戸計画

世帯構成に応じた住宅タイプを適正規模にて整備する。

また、世帯構成に応じた住戸タイプの目安^(※1)を下表に示す。なお、各住戸タイプにおいて和室(畳使用)を1室以上設ける。

ただし、1LDK の場合は、町との協議による。

居室 世帯人数	1LDK	2LDK	備 考
1 人	○	—	
2 人	◎	○	
3 人	◎	◎	
4 人	○	◎	
住戸専用面積の目安	50㎡	60㎡	

住戸タイプ

※1:復興公営住宅等の事業主体である町が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準が適用される。

※2:◎＝世帯構成に特に適した住戸タイプ、○＝世帯構成に適した住戸タイプ

(3) 県産材の活用

復興公営住宅等の整備にあたっては、地域経済の活性化に寄与すべく、木材等においては意匠性・機能性・維持管理等に配慮しつつ県産材を積極的に活用する。

3.2 復興公営住宅等の性能

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能は、別表1のとおりとし、設計性能評価を取得する。ただし、復興公営住宅等の事業主体である町が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表1（復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり満たすべき住宅の性能）

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅 低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
1. 構造の 安定に関 すること	1-1. 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) :等級1~3	—	等級 1 (木造:等級 3)
	概要	[等級1]倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第 82 条の 5 第 5 号に規定する基準に対する割合 [等級3]倍率1.5 ※倍率は建築基準法施行令第 82 条の 5 第 5 号に規定する基準に対する割合 【特記事項】※混構造の場合は、おのおのの構造形式による等級とすること。 [木造] ・柱、筋かいの位置・向き及び上下階の耐震壁の位置について適切に設計を行うこと。 [非木造] ・設計にあたっては、重要度係数を考慮して行うこと。なお、地震地域係数に重要度係数を乗じた値が1.0未満の場合は、当該値を1.0として設計を行う。 ・バランスの良い平面計画とし、やむを得ずピロティや塔状部分を設ける場合は、構造検討を行うこと。 ・雑壁スリット等で建具の開閉に支障のないよう適切に計画すること。 ・EXP.J は振動時の挙動も考慮し設計すること。 ・必要に応じて杭頭補強を検討すること。	
	1-2. 耐震等級(構造躯体の損傷防止) :等級1~3	—	等級 1
	概要	[等級1]倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第 82 条第 2 項及び第 4 項に規定する基準に対する割合	
	1-3. その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	—	—
	概要	免震建築物に対して適用	
	1-4. 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) :等級1~2	—	等級 1
	概要	[等級1]倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第 87 条に規定する基準に対する割合	
	1-5. 耐雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) :等級1~2	—	等級 1
	概要	[等級1]倍率1.0 ※倍率は建築基準法施行令第 86 条に規定する基準に対する割合	
	1-6. 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 :等級無	—	明示
	概要	[明示]長期応力に対する地盤の許容応力度又は杭の許容支持力の明示及び設定の根拠となった方法の明示	
	1-7. 基礎の構造方法及び形式等 :等級無	—	明示
	概要	[明示]直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長の明示	

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅 低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
2. 火災時の安全に関する事 と	2-1. 感知警報装置設置等級(自住戸火災時) :等級1~4	—	等級1
	概要	[等級2] 自住戸火災のうち、寝室等、階段、台所で発生した火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。 ※消防法第9条の2の規定に適合し、自動火災報知設備又は住宅用防災報知設備について基準を満たすこと。 [等級1] 自住戸火災のうち、寝室等、階段で発生した火災を早期に感知し、評価対象住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されていること。	
	2-2. 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時) :等級1~4	—	等級1
	概要	[等級2] 他住戸等火災について、当該他住戸等に火災を所とが発見し、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が基準を満たすこと。 [等級1] 建築基準法同等。	
	2-3. 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下) :等級1~3	—	基準適合 等級1
	概要	[基準適合] 排煙形式、平面形状について基準を満たすこと。 [等級2] 耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)については、等級2(20分の遮炎性能)を取得。 [等級1] 建築基準法同等。	
	2-4. 脱出対策(火災時) :等級無 通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	—	基準適合
	概要	[基準適合] 自住戸火災又は他住戸等火災の発生時に通常の歩行経路が使用できなくなった場合における、評価対象住戸からの脱出のための対策が基準を満たすこと。	
	2-5. 耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部)) :等級1~3	—	等級1
	概要	[等級2] 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分において、外部からの延焼のしにくさ(20分以上)。 [等級1] 建築基準法同等	
	2-6. 耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部以外)) :等級1~4	—	等級1
	概要	[等級2] 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分において、外部からの延焼のしにくさ(20分以上)。 [等級1] 建築基準法同等	
	2-7. 耐火等級(界壁及び界床) :等級1~4	—	等級1
	概要	[等級2] 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分において、外部からの延焼のしにくさ(20分以上)。 [等級1] 建築基準法同等	

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅 低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
3. 劣化の 軽減に 関すること	3-1. 劣化対策等級(構造躯体等) :等級1~3	等級 3 (木造:等級 2)	等級 3 (木造:等級 2)
	概要	等級3:住宅が限界状態に至るまでの期間が3世代以上となるための必要な対策 等級2:住宅が限界状態に至るまでの期間が2世代以上となるための必要な対策 →1世代おおむね 25 年~30 年 [等級3] 例:最小かぶり厚さの確保(水セメント比 50%以下と 55%以下で値が異なる)概 RC 造 ・コンクリート品 (1)コンクリート強度 33N/m ² 未満、スランプ 18 cm以下。 (2)コンクリート強度 33N/m ² 以上、スランプ 21 cm以下。等 [木造:等級2] ・外壁の軸組等<GL+1m 以内>:外壁通気、防腐防蟻処理等のいずれかに適合	
4. 維持管 理への 配慮に 関すること	4-1. 維持管理対策等級(専用配管) :等級1~3	等級 2	等級 2
	概要	[等級2] a 構造躯体に影響を及ぼすことなく専用配管の点検及び補修を行うことができること。 b 共同住宅等にあつては、評価対象住戸以外の専用部分に立ち入ることなく当該評価対象住戸の 専用配管の点検及び補修を行うことができること。	
	4-2. 維持管理対策等級(共用配管) :等級1~3	等級 2	等級1
	概要	[等級2] a 構造躯体及び仕上げ材に影響を及ぼすことなく共用配管の点検及び清掃を行うことができるこ と。 b 構造躯体に影響を及ぼすことなく共用配管の補修を行うことができること。	
	4-3. 更新対策(共用排水管) :等級1~3	—	等級1
	概要	[等級1]建築基準法同等	
	4-4. 更新対策(住戸専用部) :等級無	—	明示
	概要	[明示]評価対象住戸に係る躯体天井高及び住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無	
5. 温 熱 環 境・エネ ルギー消 費量に 関すること	5-1. 断熱等性能等級 等級4 :等級 1~7	等級(※2)	等級4
	概要	[等級4]熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。	
	5-2. 一次エネルギー消費量等級 :等級1~6	—	等級4
	概要	[等級4]設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること。	

※建築物エネルギー消費性能基準を ZEH 基準(ZEH Oriented)とする。

※オフグリット化を検討する。

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅 低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
6. 空気環境 に関する こと	6-1. ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等) :等級1~3		等級3
	概要	〔等級3〕 F☆☆☆☆建材の使用	
	6-2. 換気対策:等級無		—
	概要	〔基準適合〕 イ居室の換気対策概要口局所換気対策 口局所換気対策	
	6-3. 室内空気中の化学物質の濃度等		—
	概要	特定測定物質(ホルムアルデヒド等)の濃度測定時に関するこのため、対象外(設計段階 の評価となるため、設計住宅性能評価は行えない)。	
	6-4. 石綿含有建材の有無等		—
	概要	既存住宅に適用	
	6-5. 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等		—
	概要	既存住宅に適用	
7. 光・視環 境に関す ること	7-1. 単純開口率 :等級無		— 明示
	概要	〔明示〕評価対象住戸の居室全体の床面積の合計に対する開口部の面積の合計の割合の 大きさを整数で表示する	
	7-2. 方位別開口比 :等級無		— 明示
	概要	〔明示〕評価対象住戸の居室全体の床面積の合計に対する開口部の面積の合計に対する 各方位ごと開口部の面積の割合の大きさを整数で表示する	
8. 音環境に 関すること	8-1. 重量床衝撃音対策 :等級1~5		等級2又は相当スラブ 厚15cm以上 (RC・SRC以外は11cm 以上)
	概要	〔等級2又は相当スラブ厚15cm以上、(RC・SRC以外は11cm以上)〕	
	8-2. 軽量床衝撃音対策 :等級1~5		—
	概要	〔等級1〕建築基準法同等	
	8-3. 透過損失等級(界壁) :等級1~4		—
	概要	〔等級2〕 ・Rr-45 等級以上 ・界壁の厚さが12cm以上の鉄筋コンクリート造等 〔等級1〕 ・建築基準法第30条の規定に適合	
	8-4. 透過損失等級(外壁開口部) :等級1~3		等級2
	概要	〔等級2〕 サッシ及びドアセットが、次の①又は②のいずれかに該当するもの。 ① 透過損失の平均値が、20dB 以上であるもの ② 遮音等級がT-4、T-3、T-2若しくはT-1に区分され表示されたもの又はこれらと同等のもの 〔等級1〕建築基準法同等	

評価項目 (国土交通省告示) ※等級については、数値の大きい方が高スペックとなる。		公営住宅整備基準 (参酌基準)	復興公営住宅 低層長屋住宅等 ・一戸建住宅
9. 高齢者等 への配慮 に関する こと	9-1. 高齢者等の配慮対策等級(専用部分) :等級1~5		等級3
	概要	[等級3] 移動に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 介助が必要となった場合を想定し、介助用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること。 ①部屋の配置 ② 段差 ③ 階段 ④ 手すり ⑤ 通路及び出入口の幅員 ⑥ 寝室、便所及び浴室 に対し、各基準を満たすこと 【特記事項】 ・設計にあたっては、基準性能を等級3又は等級4とした場合であっても、項目ごとに上位等級の基準を積極的に採用すること。 ・「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(平成15年2月)」を参考にする。	
	9-2. 高齢者等の配慮対策等級(共用部分) :等級1~5		等級3
	概要	[等級3] a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること。 【特記事項】 ・設計にあたっては、基準性能を等級3又は等級4とした場合であっても、項目ごとに上位等級の基準を積極的に採用すること。 ・「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(平成15年2月)」を参考にする。	
10. 開口部の 侵入防止 対策	10-1. 開口部の侵入防止対策 :等級無		—
	概要	[その他:基準未適合] 建物出入口の存する階の住戸等の開口部について、進入防止対策上有効な措置が基準を満たすこと [参酌基準] ① 住戸の玄関ドアの扉及び錠:CPマーク付き建物部品を使用 ② 窓のサッシ及びガラス:CPマーク付き建物部品を使用 [本書基準] ① 住戸の玄関ドアの扉及び錠:CPマーク付き建物部品を使用 ② ベランダ側の窓:1以上のロック式クレセント ③ 廊下側の窓:面格子の設置	

※1 一戸建住宅については、共同住宅等についてのみ評価のため評価対象外。

※2 等級4ただし、これにより難しい場合は、等級3

※3 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく届出が必要な場合は取得し、不必要の場合は、5-1のみ取得する。

※4 性能評価基準については適合しないが、本書にて基準を設定。

3.3 建築(共用部分)

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり共用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表2のとおりとする。ただし、復興公営住宅等の事業主体である町が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表 2 (共同住宅形式の建築(共用部分)における標準仕様及び根拠法令の概要)

	項目	標準仕様
1	消防法緩和	① 平成17年3月25日付総務省令第40号による、二方向避難・開放型としての計画を標準とする。 ※詳細は各消防本部と協議すること。
2	住戸1階床高	① GL+0.4m 以上を標準とする。
3	階高等	① 階高は 2,850mm 以上を標準とする。 ② 躯体の梁下内法寸法は大梁下 2,100mm 以上を標準とする。 ③ 居室の天井高さは 2,400mm 以上を標準とする。
4	スラブ厚さ (界床)	① 重量床衝撃音対策等級 2 又は相当スラブ厚 15cm 以上(RC・SRC 以外は 11cm 以上)
5	開口部の庇	① 外壁に面した開口部には庇の設置を標準とする。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。
6	開放部分の屋根	① 原則、共用廊下、共用階段及びバルコニーには屋根又は庇を設ける。ただし、上階の共用廊下・バルコニー等が屋根又は庇の役割を果たしている場合はこれに代えることができる。
7	外壁	① 標準仕様によらない場合は、耐久性、耐候性に優れ、メンテナンス及び修繕の容易な仕上げを選定する。 ② 棟番号のサインを表示する。
8	玄関ホール	① 各戸の玄関ホールには、郵便受箱等を雨掛りとならない場所に取り付ける。
9	出入口に設置 するスロープ	(概要) ・ 内のりで幅 1,200mm 以上。(階段を併設する場合は 900mm 以上) ・ 勾配は 1/15を超えないこと。 ・ 高さ 750mm 以内ごとに踏幅 1,500mm 以上の踊り場を設ける。 ・ 転落防止のため、両側に立上りを設け、両側に手すりを設ける。 ・ 表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。廊下・踊り場などと識別しやすい明度差の大きい色の床仕上げ、点状ブロック等を設ける。
10	外部金物・金具	① 外部金物・金具は錆の発生しにくい材質及び仕上げとする。
11	南京錠	① 各所に設ける南京錠のカギは同一キーとする。
12	メーターボックス	① メーターボックス内の計測機器等が、容易に検針、点検できるようにする。

3.4 建築(専用部分)

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり専用部分における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表3のとおりとする。ただし、復興公営住宅等の事業主体である町が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表 3 (建築(専用部分)における標準仕様及び根拠法令の概要)

	項目	標準仕様
1	玄関	① 玄関ドア(引戸を除く)の断熱性能は、省エネ対策等級の等級 4 を満たすこと。 (概要) ・等級 4:JIS 断熱グレード〈H-3〉〈H-4〉 ② 玄関ドアの遮音性能は、透過損失等級の等級 2 を満たすこと。 (概要)・等級 2:JIS 遮音グレード〈T-1〉以上 ③ くつずりと玄関外側の高低差を 20 mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を 5 mm以下とする。 ④ 上がりがまち部の昇降や靴の着脱のための手すりを設ける。 ⑤ 上がりがまちの高さは50mm 以下を標準とし、段差の解消に努める。 ⑥ 住戸の玄関ドアの扉及び錠については、防犯建物部品対応(CP 建物部品:耐ヒッキング 性能5分以上)とする。 ※CP 建物部品は、財団法人全国防犯協会連合会が運営する「防犯性能の高い建物部品の開発、普及に関する官民合同会議」の定めた基準に基づき、性能試験等を経て、一定の防犯性能があると評価された、錠、ガラス、ドア、サッシ、シャッター等の製品。 ⑦ 住戸の玄関ドアは外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を備えたものとし、錠の機能を補完するドアガード等を設置する。 ⑧ 消火器を設置する必要がある場合は、設置場所を設ける。また、大型家具の搬出入を考慮する。
2	室内廊下	① 有効幅員を 780 mm(柱等箇所にあっては 750 mm)以上とする。
3	出入口	① 有効幅員を 750 mm以上とする。(浴室は除く。)なお、軽微な改造により確保できるものを含む。 ② 建具は極力引戸とする。 ③ 出入口高さ(床面からドア上枠の下端までの有効内法)は、1,900mm 以上とする。なお、外部金属建具(掃きだしサッシ)の高さは原則 1,850mm 以上とする。
4	主たる寝室	① 主たる寝室の内、最低1室の有効床面積は 9 m ² 以上とする。
5	収納スペース	① 住戸内の収納は、押入れ及び物入れ等の収納スペースを適切に設ける。

	項目	標準仕様
6	浴室	① ユニットバスの規格は、共同住宅については1216～1317型、一戸建住宅については1316～1616型を標準とし、住戸面積とのバランスを考慮し決定する。 ② 出入口の有効幅員を650mm以上とする。 ③ 浴室出入口の段差は20mm以下の単純段差とする。 ④ 浴槽への出入りのための手すりを設置する。 ※縦1本：浴槽脇垂直〈水栓反対側〉、横2本：浴槽脇水平〈奥側及び水栓反対側〉 ⑤ 浴槽のまたぎ高さは350mm～450mmを標準とする。
7	洗面	① 洗面スペースは、浴室と近接した位置に設け、幅600mmの洗面ユニットを標準とする。
8	洗濯機置場 脱衣室	① 洗濯機用防水パンは800mm×640mmを基本とする。 ② 下地補強をする等、後で手すり(衣服の着脱のためのもの)を設けることができるようにする。
9	台所	① 台所は、流し台、食器棚、冷蔵庫等を有効に配置できるようにする。 ② 台所に加え、DKとする場合は食卓、LDKとする場合は食卓及びソファセットを配置できるようにする。 ③ 流し台(コンロ台を除く)は、1LDK：L=1,200、2LDK以上：L=1,500とし、H=800mmを標準とする。 ④ コンロ台は、L=600を標準とする。 ⑤ 流し台上部に吊り戸棚を設置し、H=700を標準とする。あわせて、水切りを設けることを標準とする。
10	便所	① 広さは、長辺の内法寸法を1,300mm以上とし、便器の前方について、便器と壁の距離を500mm以上とする。 ② 立ち座りのための手すりを設置する。 (L型600mm×700mm程度) ③ 極力扉は長辺方向からの引戸を標準とし、非常解錠装置付き表示錠及び明り取りを設ける。 ④ 便所出入口は廊下、食事室又は居間から直接出入りが可能な計画とする。
11	エアコン スリーブ等用	① 台所を除く各居室には、エアコンを設置するためのインサート及びスリーブを設置し、内外部にキャップを取付ける。また、必要に応じて食事室、居間等には多目的スリーブを設置する。 ※エアコン本体は入居者が設置。
12	窓 小窓については個別判断とする	① 住戸内の窓には、カーテンレール(ステンレス製、ダブル)を取り付ける。 ② アルミサッシとし、網戸を設置する。(網戸の防虫網は合成樹脂製とする) ③ 窓サッシにはロック式クレセントを取り付ける。 ④ 窓の断熱性能は、断熱等性能等級の等級4とする。(概要)等級4：JIS断熱グレード〈H-3〉〈H-4〉 ⑤ サッシの遮音性能は、透過損失等級の等級2とする。 (概要)等級2：JIS遮音グレード〈T-1〉以上 ⑥ 必要に応じて、防火設備とする。

	項目	標準仕様																																			
13	木製建具	木製建具は基本的にフラッシュ戸とする。なお、引手については、大型船底引手またはユニバーサルデザインとし、開戸の場合は、レバーハンドルとする。																																			
14	断熱材仕様	断熱等性能等級の等級4を確保する。 下記に参考仕様を示すが、平成 25 年の省エネ基準改正により、仕様規定から性能規定に変更となったため、設計にあたっては、下記の参考仕様によらず、改正省エネ基準の性能規定を満たす仕様(材料・厚さ等)とすること。 (参考仕様)※地域区分5、6の場合 (RC の場合) <table><tr><th>部位</th><th>材料</th><th>内断熱 (厚)</th><th>外断熱 (厚)</th></tr><tr><td>屋根</td><td>A 種押出法ポリスチレン フォーム保温板 3 種 B</td><td>70</td><td>60</td></tr><tr><td>壁</td><td>同上</td><td>35</td><td>30</td></tr><tr><td>ピット天井</td><td>同上</td><td>45</td><td>—</td></tr><tr><td>土間下</td><td>同上</td><td>45</td><td>—</td></tr></table> (木造の充填断熱工法の場合) <table><tr><th>部位</th><th>材料</th><th>充填断熱工法 (厚)</th></tr><tr><td>天井</td><td>高性能グラスウール 16K 相当</td><td>160</td></tr><tr><td>壁</td><td>同上</td><td>90</td></tr><tr><td>床</td><td>A種押出法ポリスチレンフ ォーム保温版3種b</td><td>95</td></tr><tr><td>床</td><td>同上</td><td>65</td></tr></table> ※標準仕様によらない場合は、コスト、施工性、耐久性等を考慮した断熱材を選定すること。	部位	材料	内断熱 (厚)	外断熱 (厚)	屋根	A 種押出法ポリスチレン フォーム保温板 3 種 B	70	60	壁	同上	35	30	ピット天井	同上	45	—	土間下	同上	45	—	部位	材料	充填断熱工法 (厚)	天井	高性能グラスウール 16K 相当	160	壁	同上	90	床	A種押出法ポリスチレンフ ォーム保温版3種b	95	床	同上	65
部位	材料	内断熱 (厚)	外断熱 (厚)																																		
屋根	A 種押出法ポリスチレン フォーム保温板 3 種 B	70	60																																		
壁	同上	35	30																																		
ピット天井	同上	45	—																																		
土間下	同上	45	—																																		
部位	材料	充填断熱工法 (厚)																																			
天井	高性能グラスウール 16K 相当	160																																			
壁	同上	90																																			
床	A種押出法ポリスチレンフ ォーム保温版3種b	95																																			
床	同上	65																																			
15	家具転倒防止対策	壁にはアンカー等にて固定された付け鴨居を設置する等、家具転倒防止用金物の取り付けに配慮する。																																			
16	高齢者向け住戸	玄関ドア 玄関ドアは引戸とし、把手は大型縦型とする。 住戸内の出入口 住戸内出入口は、引戸を標準とする。 手すり玄関、トイレ、浴室、脱衣室その他必要な箇所に手すりを設置する。 段差の解消 段差の解消に努める。ただし、上がりがまちの高さは可能な限り 20 mm 以下とする。 照明スイッチ等 照明スイッチの高さは H=1,000 mm程度とする。 緊急通報設備居室、浴室及びトイレに非常呼出しボタンを設置する。																																			

(参考 標準的な仕上げ)

(1)標準的な仕上げ

建築における標準的な仕上を下表に示す。

1)外部仕上 (低層長屋住宅等・一戸建住宅:木造:標準)

名称	部位	仕上
屋根・屋上	カラー溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板 $t=0.4$ mm又は粘土瓦	(瓦屋根標準設計施工ガイドライン工法による)を標準とする。下ぶき材はアスファルトルーフィング 940 を標準とする。
	外壁	
		窯業系サイディング $t=14$ mm又は(一部)杉羽目板を標準とする。

※避難経路に面する部分の仕上げは、準不燃材とする。

※外壁の仕上げを木仕上げとする場合は、雨掛り、雨仕舞等に配慮した仕上げを行うこととする。

2)内部仕上 (低層長屋住宅等・一戸建住宅:木造:標準)

名称	部位	仕上
玄関	床	磁器質 100 角タイル張
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	床仕上に合わせる
廊下・ホール	床	単層フローリング厚 12 mm以上 ※2
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
洗面脱衣室	床	ビニル床シート(発泡層有)
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
便所	床	ビニル床シート(発泡層有)
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	合成樹脂製巾木
台所食事室	床	単層フローリング厚 12 mm以上 ※2
	壁	ビニルクロス(一部キッチンパネル) (一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
和室	床	畳敷き(畳表は石川県産材)
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	畳寄せ

洋室	床	単層フローリング厚 12 mm以上 ※2
	壁	ビニルクロス(一部杉羽目板(石川県産材)の活用を検討 ※1)
	天井	ビニルクロス
	巾木	木製又は合成樹脂製巾木
押入	床	合板
	壁	合板
	天井	合板
	巾木	雑巾摺

※1 各室の壁の内部仕上について、杉羽目板(石川県産材、上小節程度)を積極的に活用すべく、意匠性・機能性・維持管理等に配慮して、効果的な設置室・設置方法を検討のうえ、効果的な箇所に杉羽目板を設置する。

※2 床の仕上げについては石川県産材の活用を検討すること。

(2)車イス使用者向け住戸を確保する場合の標準的な仕様(参考)

駐車場	駐車スペースは枠線寸法で 5.0m×3.5m 以上とし、スロープまでのアプローチ有効幅は 1,400mm 以上とするように努める。
玄関	引戸(半自動)とし、扉に付くのぞき穴、鍵、鎖の位置は車イス使用者の使いやすい高さに取り付ける。
バルコニー	バルコニーから直接屋外へ有効に避難できるようにスロープを設けることとする。
便所、洗面所、脱衣室、浴室	便所、洗面所、脱衣室、浴室は1箇所に集約して設計する。
台所兼食事室	調理スペースで車イスが回転可能(1500 mm四方の空間を設ける)であり、食卓に車イスがアプローチでき、通路は車イス1台が通過できるように設計する。
居室等	室には高さ 350mm 程度のキックプレートの設置を標準とする。寝室または炊事室兼食事室からバルコニーに出入りできるようにし、その有効幅員は 800mm 以上とする。給気口に設ける風量調整のつまみ等は、車いす使用に配慮した配置とする。
浴室	浴室は1616型(長寿社会対応型)以上とし、浴槽のまたぎ高さを 350mm～450mm とする。
台所・洗面所	流し台及び洗面台は車イス対応型とする。
便所	便所は、車イスがアプローチできる位置に設け、便器に乗り移りを容易にするため手摺等を設ける。

3.5 電気設備

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表4のとおりとする。ただし、復興公営住宅等の事業主体である町が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表 4（電気設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

	項目	標準仕様																		
1	受電方式	① 低層長屋住宅、一戸建については、各戸直接引き込みとし、単相三線100/200V 引込とする。ただし、北陸電力(株)と協議を行い、団地で一括集中引き込みとする場合は幹線を地中埋設とすること。																		
2	電線・電線保護物類の種類	① 原則として、下表を基本とし、低廉なものを採用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工部位</th><th>電線種類</th><th>電線保護物類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内配線</td><td>EM-TE EM-EEF</td><td>PF 管</td></tr> <tr> <td>屋外配線</td><td>EM-EEF</td><td>PF 管</td></tr> <tr> <td>二重天井内の いんぺい</td><td>EM-EEF</td><td>—</td></tr> <tr> <td>地中埋設</td><td>EM-CE 又は EM-CET</td><td>EEP 館</td></tr> <tr> <td>地中からの 立ち上げ</td><td>EM-CE 又は EM-CET</td><td>G 管、EEP 館 (異種管接続)</td></tr> </tbody> </table> ※ 釘打ちにより配線損傷が予想される部位には、金属管やパイプガード等により保護する。 ※ CD 管利用については、保護する必要がある区間での使用はしない。 ※ 立ち上げ部に G 管を採用する場合は、容器皿鉛めっき又は暴食処理をされたものとする。 ※ この表にないケーブル、電線類についても、原則として全てエコケーブルを使用する。 ※ 設置線を吐出する場合は、EM-E を使用することができる。	施工部位	電線種類	電線保護物類	屋内配線	EM-TE EM-EEF	PF 管	屋外配線	EM-EEF	PF 管	二重天井内の いんぺい	EM-EEF	—	地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	EEP 館	地中からの 立ち上げ	EM-CE 又は EM-CET	G 管、EEP 館 (異種管接続)
施工部位	電線種類	電線保護物類																		
屋内配線	EM-TE EM-EEF	PF 管																		
屋外配線	EM-EEF	PF 管																		
二重天井内の いんぺい	EM-EEF	—																		
地中埋設	EM-CE 又は EM-CET	EEP 館																		
地中からの 立ち上げ	EM-CE 又は EM-CET	G 管、EEP 館 (異種管接続)																		
3	開閉引込器	① 引込口から8m以内のEPS、電気室又は妻面に設置を原則とする。 ② 共用部積算電力量計を設ける場合は、検針方法等を含め電力会社と設置位置を協議する。 ③ 配線保護用として配線用遮断器を設け、定格電流が225A以下となるよう設計する。 ④ 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ⑤ 盤形式は周辺環境を考慮した耐候性を有する形式とし、屋外設置の場合はSUS製とする。																		
4	共電分盤用	① 幹線および各負荷への配線が合理的に行え、かつ通行等に支障の少ない共用スペースなどに設置する。 ② 盤は施錠可能な型式とし、積算電力量計設置の場合は検針用窓を設ける。 ③ 屋内壁掛を基本とし、周辺環境を考慮した耐候性能を有する材料とし、屋外設置の場合はSUS製とする。 ④ 主幹遮断器は中性点欠相保護付きとし、配線用遮断器は負荷に応じて漏電遮断器を選択する。																		

5	住宅用分電盤	① 住宅用分電盤は露出又は半埋込み型、合成樹脂製(自己消火性)、ドア、リミッタスペース付き(北陸電力と協議により省略可能)、感震ブレーカー付とする。 ② 主幹用漏電遮断器は、中性点欠相保護付きとする。(50AF 又は 60AF) ③ 分岐回路は9回路以上とし、うちエアコン、洗濯乾燥機、温水洗浄機付き便座、台所大型機器、IH コンロ用、住宅情報盤及び凍結防止ヒーターは専用回路とし、予備回路を2つ以上実装する。 ④ 一般回路及び住宅情報盤回路は 2P1E20A、専用回路は 2P2E20A(100V/200V 対応可能)を標準とする。 ⑤ 自動火災報知設備用電源回路は、主幹遮断器一次側より分岐し、ロックカバー等を取り付ける。 ⑥ オール電化住戸、太陽光・ガスコージェネレーション等の発電設備、電力監視等対応については、個別協議による。 ⑦ 電力会社との各戸契約電流値は20Aを基本とし、最大 60A 迄使用可能な仕様とする。																											
6	各住戸負荷容量	① 原則として、1LDK～2LDK の最大想定負荷6kVA より算出する。																											
7	照明器具	① 照明器具は、水銀を含む照明器具(蛍光灯、水銀灯等)を使用しない。 ② 住戸内の照明器具は、下表を標準とし、個別協議により照明器具の選定を行う。 ③ 居室および食事室・台所の照明器具は棚下灯を除き設置しない。 ④ 器具選定においては、原則LED照明で低廉であるものを採用する。 住戸器具 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>照明器具種類</th><th>器具設置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄関</td><td>天井付</td><td>有</td></tr> <tr> <td>廊下</td><td>天井付</td><td>有</td></tr> <tr> <td>便所</td><td>壁付又は天井付</td><td>有</td></tr> <tr> <td>洗面・洗濯室</td><td>天井付</td><td>有</td></tr> <tr> <td>浴室</td><td>UB付属灯</td><td>有</td></tr> <tr> <td>食事室・台所</td><td>引掛シーリングローゼット: 2箇所棚下灯</td><td>なし(2 か所とも) 棚下灯:設置</td></tr> <tr> <td>和室</td><td>引掛シーリングローゼット</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>洋室</td><td>引掛シーリングローゼット</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> ※この表にない設置場所については、照明器具種類、設置有無について協議のうえ決定する。	設置場所	照明器具種類	器具設置	玄関	天井付	有	廊下	天井付	有	便所	壁付又は天井付	有	洗面・洗濯室	天井付	有	浴室	UB付属灯	有	食事室・台所	引掛シーリングローゼット: 2箇所棚下灯	なし(2 か所とも) 棚下灯:設置	和室	引掛シーリングローゼット	なし	洋室	引掛シーリングローゼット	なし
設置場所	照明器具種類	器具設置																											
玄関	天井付	有																											
廊下	天井付	有																											
便所	壁付又は天井付	有																											
洗面・洗濯室	天井付	有																											
浴室	UB付属灯	有																											
食事室・台所	引掛シーリングローゼット: 2箇所棚下灯	なし(2 か所とも) 棚下灯:設置																											
和室	引掛シーリングローゼット	なし																											
洋室	引掛シーリングローゼット	なし																											

		⑤ 屋外灯設備計画は、以下の項目に留意し計画する。 ・ 省エネ性能を有し、かつ低廉である器具を採用する。器具配置・形状は、建築計画に整合したものとする。 ・ 夜間の居住者等の影響を少なく、通行等が確保でき、配光特性や飛散防止を考慮した照明計画とする。 ・ 防犯用ITVがある場合、カメラの設置と常夜灯の配置等整合性のあるものとする。 ・ 点滅方式は、タイマーや自動点滅器などを使用し、省エネに配慮したものとする。 ⑥ LED照明採用の場合は、以下の項目を厳守する。 ・ 電球及び照明器具が一体となった方式のLED照明器具を採用する場合は協議による。 ・ 配光特性や演色性について十分検討を行い、採用可否を判断する。 ・ 電球型LED照明については、日本電球工業会が制定した、電球型LEDランプ性能表示等のガイドラインに基づいた性能を持ったランプを選択する。 ・ 直管型LED照明については、日本電球工業会がJEL801にて定めるL形ピン口金の規格に準拠した 器具、管球を採用したものより選択する。 ・ 丸形蛍光灯(サークライン)代替LEDランプほか、製造者規格の器具採用については、十分な検討をおこなう。																
8	共用部照度	① 構内広場、団地内通路、駐車場に照明配置を計画すること。照度については、概ね平均3lx 以上を目標とする。 ※明るさは床面での基準とする。																
9	スイッチ コンセント	① 住戸内の必要箇所に、スイッチ及びコンセントを設ける。設置位置および形式は、下表を標準とする。 ② スwitchは、原則ワイドハンドル型、樹脂プレート、名入りとし、必要に応じ位置表示、動作表示式とする。 ③ コンセントは樹脂プレートとし、専用回路コンセントには用途及び容量を表示する。 ④ なお、200V の場合は電圧も表示する。 ⑤ スwitchを室外に設置する場合は、動作確認表示付きとする。 ⑥ 車いす対応住宅等の設置高さについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律および同法に基づく政令、省令、告示」を参考にすること。 <table><tr><th>設置場所</th><th>スイッチ類(取付高さ=床上 1.2m)</th><th>コンセント種類</th><th>取付高さ(床上)</th></tr><tr><td>玄関</td><td>片切または三路(位置表示付)</td><td>2口E付+ET:1箇所 (車いす住戸のみ、電動車いす充電専用回路))</td><td>0.4m</td></tr><tr><td>廊下</td><td>三路(位置表示付)</td><td>2口:1か所(必要な場合)</td><td>0.4m</td></tr><tr><td>便所</td><td>片切(位置表示)</td><td>2口E付+ET:1箇所</td><td>0.4~0.5m</td></tr></table>	設置場所	スイッチ類(取付高さ=床上 1.2m)	コンセント種類	取付高さ(床上)	玄関	片切または三路(位置表示付)	2口E付+ET:1箇所 (車いす住戸のみ、電動車いす充電専用回路))	0.4m	廊下	三路(位置表示付)	2口:1か所(必要な場合)	0.4m	便所	片切(位置表示)	2口E付+ET:1箇所	0.4~0.5m
設置場所	スイッチ類(取付高さ=床上 1.2m)	コンセント種類	取付高さ(床上)															
玄関	片切または三路(位置表示付)	2口E付+ET:1箇所 (車いす住戸のみ、電動車いす充電専用回路))	0.4m															
廊下	三路(位置表示付)	2口:1か所(必要な場合)	0.4m															
便所	片切(位置表示)	2口E付+ET:1箇所	0.4~0.5m															

		洗面・洗濯室	片切(位置表示付) (24H 換気)入切: 強弱(動作表示 付)	2 口 E+ET 付:1 箇所 付(洗濯・乾燥機) 1 口:1 箇所 (洗面ユニット用)	洗濯水洗高さ +0.2~0.3m 1.8m
		浴室	入口に両切りスイ ッチ	直接接続	—
		食事室・ 台所・居間	片切または三路 (位置表示付) 棚下灯は本体スイ ッチ	2 口+TV:1 箇所	0.4m
				2 口+MJ:1 箇所	0.4m
				2 口 E 付+ET:2 箇所 (電子レンジ等大型機 器、炊飯器、食器洗機、 冷蔵庫)	大型:1.2m 冷蔵 庫:1.9m
				1 口 E 付+ET:1 箇所 (15A/20A 兼用)(IH ヒーター用)	—
				2 口:2 箇所	0.4m
				1 口:1 箇所 (ガス警報用)	LP ガス: FL+0.3m 以内
				1 口(15・20A 兼用) E 付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
				直接接続(レンジフード)	—
		和室	原則、設置しない (設置の場合は洋 室準拠)	2 口+TV:1 箇所	0.4m
				2 口:1 箇所	0.4m
				1 口(15・20A 兼用) E 付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
		洋室	片切	2 口+TV:1 箇所	0.4m
				2 口:1 箇所	0.4m
				1 口(15・20A 兼用) E 付+ET(エアコン用)	CL-0.2~0.5m
		MB		2 口+ET:1箇所 (給湯器用) 2 口+ET:1箇所 (必要に応じ凍結防止ヒ ーター用)	
		住宅情報盤		直接接続	1.4m
		EV ピット		防水 2 口 E 付+ET: 1 箇所	最下階 FL+0.2m
		共用部・廊 下・階段	(自動制御しない場 合) 3 路又は 4 路	鍵付防水 2 口 E 付+ ET	0.4m
10	電話設備	① 電話の引込回線数は 1.5 回線/戸とし、1 住戸の電話用アウトレット は 1 箇所とし、床上 0.4m の位置に取り付ける。 ② 緊急通報装置外部回線用に、MB~住宅情報盤ボックス付近に空管 を設ける。 ③ 電話線用配管と光インターネット配線を共用する場合は PF-S- 22mm とする。			

11	テレビ受信設備	① 個別受信を基本にCATV対応とする。
12	インターネット対応	① インターネット回線は、CATVより導入する。
13	住宅情報盤	① 住宅情報盤又はインターホン設備を設ける。 ② 住宅情報盤には、自動火災報知(遠隔試験機能付)機能のほか、インターホン機能、緊急通報機能、その他必要な機能を有し、自動通報機能を追加可能なものとする。 ③ インターホン設備は、火災時及び緊急通報設備実装時に外部インターホンに警報が発せられる仕様とする。 ④ 外部インターホン取付高さは1.4mを標準とする。
14	自動火災報知設備	① 低層長屋、一戸建住宅には、住宅用火災警報器又は自動火災報知設備を必要に応じ設ける。
15	緊急通報設備	① 各住戸には、浴室、便所及び寝室に非常呼出スイッチを設置可能とする。 ② 車イス使用者向け住戸及び高齢者向け住戸は配線及びスイッチを実装まで検討することとし、一般住戸は空配管及びプレート止めとし将来対応可能とする。 ③ スイッチ高さは、便所: +0.6m、浴室: 浴槽高さ +0.1m、和洋室 +0.4m、洗面所 1.1m を標準とする。 ※緊急通報設備に関しては福祉関係部局との調整が必要となるため、設置する機器等については事前協議を行うこと。

3.6 機械設備

復興公営住宅等を新築する場合の設計にあたり機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要を、別表5のとおりとする。ただし、復興公営住宅等の事業主体である町が、地域の実情を踏まえ別の基準を定めた場合は、その基準を適用する。

別表 5（機械設備における標準仕様及び根拠法令の概要）

項目		標準仕様												
1	給水人員	① 下記の表を参考とする。 この表にない住戸タイプの場合は、全体計画の中で想定されている住戸人員を採用する。 <table><tr><th>住戸タイプ</th><th>給水人員</th></tr><tr><td>1LDK</td><td>2</td></tr><tr><td>2LDK</td><td>2.5</td></tr></table> ② 1日平均使用水量は、300L/日・人とする。 ③ 1日平均使用時間は、10 時間/日とする。 ※水道事業者との協議による	住戸タイプ	給水人員	1LDK	2	2LDK	2.5						
住戸タイプ	給水人員													
1LDK	2													
2LDK	2.5													
2	給水方式	① 給水方式は、水道本管に十分な圧力があり、水道事業者が認めた場合には直結直圧給水方式とし、直圧給水方式がとれない場合には、加圧給水方式とし、詳細は協議並びに設備費、維持管理費等を考慮し決定する。 ② ゴミ集積場の給水設備は原則として直結給水方式とし管理区分に応じ水道契約数が出来るだけ少なくなるよう考慮する。 ※水道事業者との協議による												
3	給水量算出	① 給水量及びポンプの揚水量は、以下の算定式により決定する。 ※水道事業者との協議による ・ Q_{hm}(時間最大給水量(L/日)) = K_1(時間最大使用係数)・Q_h(時間平均給水量(L/日)) ※K_1 = 1.5～2、通常は 2 とする。 ・ Q_P(瞬時最大給水量(L/min)) = $1/60 \cdot K_2$(瞬時最大使用係数)・Q_{hm}(時間最大給水量(L/日)) ※K_2 = 1.5～2、通常は 1.5 とする。												
4	配管計画 給水	① 給水配管の材料選定に当たっては、下表を参考とし、水道事業者との協議をもって決定する。 給水管の種類 <table><tr><th></th><th>管種</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="7">屋外配管</td><td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VP・HIVP)</td><td rowspan="7"></td></tr><tr><td>水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)</td></tr><tr><td>水道用ポリエチレン二層管(PP)</td></tr><tr><td>水道配水用ポリエチレン管(HPPE)</td></tr><tr><td>水道用ダクタイル鋳鉄管</td></tr><tr><td>水道用ステンレス鋼管(SUS316)</td></tr><tr><td>水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管(SGP-PD)</td></tr></table>		管種	備考	屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VP・HIVP)		水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)	水道用ポリエチレン二層管(PP)	水道配水用ポリエチレン管(HPPE)	水道用ダクタイル鋳鉄管	水道用ステンレス鋼管(SUS316)	水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管(SGP-PD)
	管種	備考												
屋外配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VP・HIVP)													
	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)													
	水道用ポリエチレン二層管(PP)													
	水道配水用ポリエチレン管(HPPE)													
	水道用ダクタイル鋳鉄管													
	水道用ステンレス鋼管(SUS316)													
	水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管(SGP-PD)													

		水道用硬質塩化ビニルライ ング鋼管(SGP-VD)	
屋内配管		水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・HIVP)	
		水道用ポリエチレン紛体ライ ング鋼管 (SGP-PB、PD)	
		水道用硬質塩化ビニルライ ング鋼管 (SGP-VB、VD)	
		水道用ステンレス鋼鋼管	
		架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッ ダー方式採 用時
		水道用架橋ポリエチレン管	
		ポリブデン管	
	水道用ポリブデン管		

給水立管口径		住戸内配管口径		
戸/系統	立管口径 (mm)		給水管径 (mm)	さや管径 (mm)
28～15	65	メーター～給湯器 20 36		
14～6	50	メーター～ヘッダー 20 36		
5～	40	給 水 箇 所	台所流し	13 22
			洗面器	13 22
			シャワー	13 22
			便所	13 22
			洗濯機	13 22

給水設備からの騒音や振動対策のため、給水圧力は下記の表を参考に設定する。

給水圧力		(参考)給水器具に対する必要最低圧力	
場所	圧力(MPa)	項目	圧力(MPa)
住戸より離れた場 所	0.4～0.5	一般水栓	0.03
共用立て管	0.3～0.4	シャワー	0.07
住戸内(メーター 手前)	0.2	給湯器	0.08

下表を参考とし、給水設備の検討を行う。

器具設置場所	器具名	器具給水負荷単位
便所	洋風便器(洗浄タンク)	3
浴室	混合栓付シャワー	2
台所	給水栓及び混合水栓	3
洗面所	給水栓及び混合水栓	1
洗濯機置場	給水栓及び混合水栓	1

5	計量方式	① 各戸ごとに量水器を設け、個別検針を基本とする。ただし、水道事業者と協議により集中検針とした場合は、計量器、集中検針盤その他の検針システムの整備方法等について、十分協議を行うこと。 ② 共用部分については、計量器の数が最小となるような配水計画を行う。 ③ 雨水利用等を行う場合は、排水量計量の要否、方式等を下水事業者と協議のこと。
6	凍結防止	① 以下の凍結防止対策の採用に当たっては、維持管理方法、費用等について検討を行い、低廉かつ合理的な方法を協議、選択する。 ・水栓類を寒冷地仕様 ・給水管、給湯管、追焚管の露出部分(立上り管を含む)を保温施工 ・MB内に水抜き栓及び凍結防止ヒーターを設置 ・給湯器を凍結防止機能付及び凍結防止ヒーター付 ・屋外給水管を埋設深度以上の埋設を標準 ・さや管ヘッダー等をポリエチレンフォーム保温ワンタッチ接合型保温施工
7	排水計画	① 屋内排水系統は、衛生上の支障がない場合、汚水・雑排水は原則として合流式とする。 ② ただし、汚水は住戸内横引き管及び立管では別系統とし、第1桝で合流とする。 ③ 排水系統は第1桝まで別系統とする。 ④ 屋内の排水管には、封水の引込、跳ね出し等が無いように、通気管を設ける。 ⑤ 排水桝は、小口径インバート桝(塩ビ製)を基本とする。また、耐荷重が必要な箇所は、鋳鉄製の蓋及び枠を採用する。 ⑥ 給湯器(潜熱回収型)のドレンの放流先は、下水道事業者の協議・指示による。

		・配管種別と使用区分 本表を基本とし、詳細は協議の上決定する。 <table><tr><th colspan="2">使用場所</th><th>管種</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="16">汚水・雑排水</td><td rowspan="2">屋外埋設管</td><td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(RS－VU)</td><td>100 以上</td></tr><tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管(VU)</td><td>100 未満</td></tr><tr><td rowspan="4">横走り管(屋外露出、ピット内等)</td><td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)</td><td></td></tr><tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)</td><td></td></tr><tr><td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td rowspan="2">区画の前後 1m に使用可</td></tr><tr><td>耐火二層管(国土交通大臣認定品)</td></tr><tr><td rowspan="5">立管</td><td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)</td><td rowspan="5">通気管・ドレン立管共</td></tr><tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)</td></tr><tr><td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>耐火二層管(国土交通大臣認定品)</td></tr><tr><td>配管用炭素鋼管(白管)</td></tr><tr><td rowspan="4">住戸内</td><td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)</td><td rowspan="4">台所流し下</td></tr><tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)</td></tr><tr><td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>耐火二層管(国土交通大臣認定品)</td></tr><tr><td colspan="2">雨水</td><td>硬質ポリ塩化ビニル管(薄肉管)(VU)</td><td>(別途工事)</td></tr></table>	使用場所		管種	備考	汚水・雑排水	屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(RS－VU)	100 以上	硬質ポリ塩化ビニル管(VU)	100 未満	横走り管(屋外露出、ピット内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)		硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後 1m に使用可	耐火二層管(国土交通大臣認定品)	立管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)	通気管・ドレン立管共	硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	耐火二層管(国土交通大臣認定品)	配管用炭素鋼管(白管)	住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)	台所流し下	硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	耐火二層管(国土交通大臣認定品)	雨水		硬質ポリ塩化ビニル管(薄肉管)(VU)	(別途工事)
使用場所		管種	備考																																		
汚水・雑排水	屋外埋設管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(RS－VU)	100 以上																																		
		硬質ポリ塩化ビニル管(VU)	100 未満																																		
	横走り管(屋外露出、ピット内等)	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)																																			
		硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)																																			
		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	区画の前後 1m に使用可																																		
		耐火二層管(国土交通大臣認定品)																																			
	立管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)	通気管・ドレン立管共																																		
		硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)																																			
		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																			
		耐火二層管(国土交通大臣認定品)																																			
		配管用炭素鋼管(白管)																																			
	住戸内	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)	台所流し下																																		
		硬質ポリ塩化ビニル管(一般管)(VP)																																			
		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																			
		耐火二層管(国土交通大臣認定品)																																			
	雨水		硬質ポリ塩化ビニル管(薄肉管)(VU)	(別途工事)																																	
8	排水負荷単位	① 表を参考とし、排水設備の検討を行うこと。 <table><tr><th>器具設置場所</th><th>器具名</th><th>排水負荷単位</th><th>付属トラップ口径</th></tr><tr><td>浴室</td><td>サーモミキシング式シャワー付混合水栓</td><td>4</td><td>50A</td></tr><tr><td>台所</td><td>シングルレバー式温水混合水栓</td><td>4</td><td>40A</td></tr><tr><td>台洗面所</td><td>シングルレバー式湯水混合水栓</td><td>1</td><td>32A</td></tr><tr><td>便所</td><td>洋風便器(節水型)</td><td>4</td><td>75A</td></tr><tr><td>洗濯機置場</td><td>緊急止水弁付給水栓</td><td>4</td><td>50A</td></tr></table> ※各所適切に掃除口を設けること。		器具設置場所	器具名	排水負荷単位	付属トラップ口径	浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4	50A	台所	シングルレバー式温水混合水栓	4	40A	台洗面所	シングルレバー式湯水混合水栓	1	32A	便所	洋風便器(節水型)	4	75A	洗濯機置場	緊急止水弁付給水栓	4	50A										
器具設置場所	器具名	排水負荷単位	付属トラップ口径																																		
浴室	サーモミキシング式シャワー付混合水栓	4	50A																																		
台所	シングルレバー式温水混合水栓	4	40A																																		
台洗面所	シングルレバー式湯水混合水栓	1	32A																																		
便所	洋風便器(節水型)	4	75A																																		
洗濯機置場	緊急止水弁付給水栓	4	50A																																		

9

衛生器具

① 住宅に設置する衛生器具類は、下表を標準とし、協議にて決定する。

付場所	低層長屋・一戸建
便所取	節水型手洗付ロータンク密結型洋風大便器(原則、節水Ⅰ型)
	床下排水
	防露付
	普通便座 ふた付
	L型手摺
	タオル掛け
	紙巻器(樹脂製)
洗面所	洗面化粧台(600型を基本)
	ミラーキャビネット又は収納キャビネット
	シングルレバー式温水混合栓(節湯C1)
	止水栓・Sトラップ
洗濯機置場	緊急止水弁付水栓(全自動洗濯機対応型)
	洗濯機用防水パン(原則、800mm×640mm)
浴室	サーモキシング式シャワー付温水混合水栓(節湯B1)
台所	シングルレバー式温水混合水栓(節湯C1・水撃緩衝機能付)
MB	量水器ユニット(量水器ボックス内に設置)
屋外	散水用水栓
ガス設備	給湯器(20号 強制追炊装置付・潜熱回収型)
	屋外設置
	オートタイプ
	浴室・台所・洗面所の3点給湯
	給湯器リモコン2台(正:浴室 副:台所)
	ガス栓2栓(ヒューズコック・台所コンロ用)

※給湯器の仕様については、町と再度検討を行うこと。

※コージェネ等設置により給湯が行われる場合は、別途協議にて各機器の設置要否、仕様決定のこと。

10

換気設備

①

24 時間換気は、原則として第三種換気とし、専用の換気扇は設けず他に設置する局所換気設備の換気扇を常時(24 時間)換気との 2 段階切替え機能付とする。

②

24 時間換気用の給気口は、各居室に必要な箇所設けることとする。

③

台所は、ブース型レンジフードによる第三種換気とし、同時給排気型を採用することも可とする。

④

レンジフードにより部屋内が負圧とならないよう適切に台所給気を設ける。(レンジフードと連動する常閉型電動給気ダンパーや差圧式給気ユニット等を採用する)

⑤

低層長屋・一戸建の住宅については、集合住宅の換気方法を基本とするほか、居室単独換気も必要に応じ検討する。

⑥

ベンドキャップ、パイプフードは建築計画に整合したものとし、原則として、SUS製とする。

・厨房排気設備の必要性能

	換気風量 (m³/h)	静圧 (Pa)	騒音 (dB)
強	330 以上	70	47 以下
中	200 以上	40	38 以下
弱	100 以上	20	38 以下

・各室換気回数

室名	浴室	便所	洗濯機置場・洗面所
換気回数	5 回/h	10 回/h	5 回/h

11

その他

①

消火設備は消防法に準拠し設置する。なお、消火器(ABC10 型・格納箱共)は本工事とし、機械設備に含む。(ただし、国庫補助対象外)

②

ガス設備については、下記による。

・配管材は、下表を標準とする。ただし、ガス事業者の規定があり、これにより難しい場合は、ガス供給事業者と協議のうえ決定する。

使用場所	管種	備考
屋外埋設	ガス用ポリエチレン管(PE)	
住戸内	ガス用ステンレス製フレキシブル管	
	配管用炭素鋼鋼管(SGP)	

・プロパンガス供給の場合は、集合又は個別(各戸)方式とする。供給方式は、町に確認し、その指導による。また、工事範囲等について確認のこと。

③

給湯設備の配管材は、下表を標準とする。

使用場所	管種	備考
給湯器から急騰栓	架橋ポリエチレン管	(住戸内部) さや管ヘッダー方式採用時
	水道用架橋ポリエチレン管	
	ポリプデン管	
	水道用ポリプデン管	
追炊き管	メーカー標準品	

④

完成後の管理方法について町と協議

・確認し設計に反映させること。

(参考資料)

中能登町復興公営住宅等設計標準に基づき、施工を行う工事において、住宅設備標準整備範囲をまとめたものである。

ただし、各設備の整備については、町の判断により変更するものとする。

■表の見方

- ・工事取付／標準：建設工事において標準で整備する設備類
- ・工事取付／追加：町の方針等により、建設工事にて整備する設備類
- ・入居者対応：建設工事では整備せず、入居者にて整備が必要となる設備類

■凡例

○が記入されている項目を適用する

△については特定条件において適用される

空欄を適用させる場合は、十分協議のこと

※追加・入居者対応の物品を工事で施工しようとする場合は補助対象外となる恐れがあるため採用時には十分注意すること。

住宅設備の項目		工事取付		入居者対応	備考
		標準	追加		
玄関	下駄箱	○			
	新聞受	○			
	玄関網戸			○	
	手すり	○			
廊下	コンセント	○			
収納スペース	洋服かけ		○		
	棚板		○		
浴室	浴槽(UB)	○			
	手すり(3箇所)	○			
	風呂ふた			○	
	シャワー	○			
	鏡	○			
	洗面器・風呂いす			○	
	給湯器リモコン	○			
洗面	上部収納		○		
	鏡	○			
	歯ブラシ立て			○	
	タオル掛け	○			
洗濯機置場 ・脱衣場	防水パン	○			
	洗濯機用蛇口	○			
台所	流し台	○			
	コンロ台	○			IH クッキングヒーターも可
	コンセント	○			
	吊戸棚	○			
	水切り棚		○		
	給湯器リモコン	○			

住宅設備の項目		工事取付		入居者対応	備考
		標準	追加		
便所	タオル掛け	○			
	紙巻器(樹脂製)	○			
	洗浄・暖房便座		○		
	便座用コンセント	○			
	手すり	○			
窓	網戸	○			修繕は入居者負担
	カーテンレール	○			SUS 製ダブル
	カーテン			○	
	房かけ	○			
バルコニー等	物干し金物	○			
	物干し竿			○	
	エアコン室外機 吊金物			○	インサートは標準取付
外部物置	扉鍵	○			外部設置の場合
	内部照明			○	
家具転倒防止	転倒防止金物			○	金物受材は設置
照明器具	玄関	○			
	廊下	○			
	便所	○			
	洗面・洗濯室	○			
	浴室	○			
	食事室			○	
	台所		○		
	台所棚下灯	○			
	和室			○	
	洋室			○	
電話	電話用アウトレット	○			
	電話機			○	
	配線	○			電話コンセントまで
テレビ	テレビ(受像器)			○	
	CATV		○		
	テレビコンセント	○			
	配線	○			
インターネット	機器		○		
	配管		○		
	配線		○		
インターホン (住宅情報盤)	機器	○			
	配管	○			
	配線	○			
エアコン	機器			○	
	配管・配線			○	
	配管用開口(スリーブ)	○			
	取付部補強	○			

住宅設備の項目		工事取付		入居者対応	備考
		標準	追加		
暖房機器	機器			○	
	配管用開口(スリーブ)		○		FF 式ヒーター等用
緊急通報設備	機器		○		
	配管		○		
	配線		○		
火災報知・消火設備	火災報知器	○			
	消火器	△			
	他消防設備	△			
コージェネレーション	電源・熱源供給設備		○		
ガス設備 (灯油設備)	給湯器	○			追い焚き対応
	ガス漏れ警報器			○	コンセントのみ設置
換気扇	24 時間換気	○			
	台所換気扇	○			